## 九三五

## 【『:明治35年~昭和20年】

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
明治35 (1902)	2 国語調査委員会設置の予算が議会を通過、成立。 2 国語調査委員会委員長・前島密、同委員・上田万年ほか6名の委嘱を解く。(8日) 2 坪井九馬三ほか5名に外国地名人名の称え方書き方取調委員を命じ、師範学歴史教授用外国地名人名の称え方書き方を取り調査を受ける。(12日) 3 国語調査委員会で制公布。(24日) 4 国語調査委員会委員長・加藤弘之,多員・嘉納治五部ほか11名を任命。(11日) 5 国語調査委員会委員長・加藤弘之,3 国語調査委員会、認者計算を「国語調査委員会、表責長・加藤弘之,3 国語調査委員会、調査方針を「国語調査の議事項」として発表。音調査を明明・調査、調査、調査、調査、調査、調査、調査、調査、調査、調査、調査、調査、調査、調	
明治36 (1903)	8 国語調査委員会、創立より36年7月に至る議案及び調査審議事項、参考資料等発表。(19日) 9 国語調査委員会、国語調査資料の収集のため「音韻取調ニ関スル事項」「口語法取調ニ関スル事項」を印刷、各府県に配布し、その調査報告方を依頼。(16日) 12 第1次桂内閣における行政整理の結果、官制改正。文部省総務局を文部省大臣官房に改めた。(5日) 12 外国地名及人名の称え方書き方に関する報告の増補訂正事項復命。	4 「小学校令」改正。小 学校教科書は原則として 文部省が編修することに なる。(13日)

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
明治37 (1904)	4 国語調査委員会編『国語国字改良論説年表』,同『片仮名平仮名読ミ書キノ難易ニ関スル実験報告』発行。(1日) 10 国語調査委員会編『方言採集簿』刊行。 11 国語調査委員会,『仮名字羅馬字優劣論比較一覧』発表。	4 小学校で第1期国定教 科書『尋常小学読本』 (イエスシ読本)使用開 始。 5 国定教科書編修のた め,文部省に専任編修官 設置。(21日) 11 教科書調査委員会が国 定教科書の修正には仮名 遣い問題の解決が先であ るとし,「国語仮名遣改 定案」を文部大臣に提 出。
明治38 (1905)	3 国語調査委員会、『音韻調査報告書』『音韻分布図』発行。(7日) 3 官房図書課、『仮名遣試験成績表』発行。 3 久保田文部大臣、「文法上許容スベキ事項、国語仮名遣改定案、字音仮名遣改定案」を高等教育会議、国語調査委員会、帝国教育会及び師範学校に諮問。(20日) 4 仮名遣い改定反対のために「国語会」結成。(27日) 11 国語調査委員会から、『仮名遣諮問ニ対スル答申』(国語仮名遣いのみ改正する案)が行われた。(21日) 12 官房図書課、『仮名遣諮問ニ対スル答申』発行。 12 ローマ字専用論者の大同団結のため、「ローマ字ひろめ会」結成。(7日)	3 高等教育会議,仮名遺いについて国語調査委員会の答申を待って決する旨を文部大臣に答申。(24日) 8 「小学校令」施行規則発布。変体仮名の廃止,長音符号「一」の採用,漢字節減を断行。 12 教科書の検定または編修に関し,「文法上許容スベキ事項」文部省告示。(2日)
明治39 (1906)	3 国語調査委員会編『現行普通文法改定案 調査報告之一』発行。(5日) 9 文部省官房図書課、『明治38年2月仮名 造改定案ニ対スル輿論調査報告』刊行。 (10日) 12 国語調査委員会編『口語法調査報告書』 2冊発行。(7日) 12 仮名遣い改定反対のために「国語擁護 会」結成。(15日) 12 文部省官房図書課、『新旧仮名遣対照語 彙』発行。(24日) 12 高等教育会議、文部大臣の諮問「仮名遣 改定案」(国語調査委員会答申案)可決。	3 文部省官房図書課,国 定教科書編修の標準として「句読法案」「分別書 キ方案」を制定し,発表。 11 「ローマ字ひろめ会」 が小学校教育にローマ字 を課するように文部大臣 に建議。(1日)

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
明治40 (1907)	1 日清韓三国で普通に用いる漢字を改良統一することを目的に「漢字統一会」結成。 2 国語調査委員会編『口語法分布図』37枚発行。 3 貴族院,表音式仮名遣いを歴史的仮名遣いに改めることを文部大臣に建議。 3 国語調査委員会の審議報告『送仮名法』発表。(20日) 6 文部大臣,国語仮名遣改正案実施の1か年延期を発表。(6日)	1 衆議院本会議で「ローマ字ヲ日本ニ於ル一般小学校生徒ニ課スル建議案」可決。(23日) 6 「ローマ字ひろめ会」、小学校にローマ字を課することを文部大臣に建議。(6日)
明治41 (1908)	3 国語調査委員会,「音韻取調ニ関スル事項」「口語法取調ニ関スル事項」の印刷物を各府県に配布し、第2期取調べを依嘱。(31日) 5 「ローマ字ひろめ会」、修正ヘボン式の採用決定。(16日) 5 臨時仮名遣調査委員会官制公布。(23日) 5 臨時仮名遣調査委員会委員長・菊池大麓、委員・曾我祐準以下24名を任命。文部大臣、諮問案提示。(25日) 5 国語調査委員会編『漢字要覧』刊行。(27日) 5 文部大臣、臨時仮名遣調査委員会に諮問案交付。(28日) 5 臨時仮名遣調査委員会第1回委員会。(29日) 5 文部省官房図書課、「新仮名遣国語表案」発表。 9 文部大臣、臨時仮名遣調査委員会に対する諮問案を撤回。(5日) 10 保科孝一ら、教育時事大会を開き、仮名遣い問題について講演。(9日) 12 臨時仮名遣調査委員会廃止。(12日)	9 文部省に教科用図書調 査委員会設置。(4日) 9 「小学校令施行規則」 改正。33年8月制定の3 表を含む第16条を削除。 付同趣旨徹底方訓令。 (7日) 9 「小学校令施行規則」 改正に関する教授上の注意事項を各学校あて通達。(12日)
明治42 (1909)	1 文部省官房図書課,『臨時仮名遣調査委員会議事速記録』刊行。(18日) 3 「ローマ字普及ニ関スル建議案」,衆議院通過。(9日) 3 国語調査委員会編『仮名遣及仮名字体沿革資料』刊行。(30日)	
明治43 (1910)	11 漢語をなるべく使わないことを目的の一つとする「日本言葉の会」結成。(13日)	4 小学校で第2期国定国 語教科書『尋常小学読 本』(ハタタコ読本) 使 用開始。

九二七

九
一八

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
明治44(1911)	4 国語調査委員会編『口語体書簡文ニ関スル調査報告』刊行。 5 文部省官房図書課廃止,図書局設置。 「国語ノ調査ニ関スル事項」は,同局第二 課所管事項として初めて分課規程中に成文化。(11日) 7 保科孝一,国語国字問題調査のため文部 省から欧州に出張を命じられる。 9 国語調査委員会編『仮名源流考』『仮名源流考証本写真』刊行。 12 国語調査委員会編『平家物語につきての研究』刊行。	5 文芸に関する事項を調 査審議する文芸委員会官 制発布。
大正元 (1912)	9 国語調査委員会編『疑問仮名遣・前編・学説の部』刊行。	
大正 2 (1913)	6 行政整理のため,国語調査委員会廃止。 (13日) 6 文部省図書局廃止。「国語の調査に関する事項」は削除。(13日)	2 海軍省,海軍用語調査会設置。 6 教育に関する重要な事項を調査するため、文部省に教育調査会設置。 (13日) 6 文部国内各語教育市の行為の場合。 『独逸おける国語教育・選別のではおける国語教育・選別のではおける国語教育・選別のではおける国語教育・選別のではおける国語教育・選別のではおける国語教育・選別のでは、まける国語教育・選別のでは、まける国語教育・選別のでは、まなのでは、まなのでは、まなのでは、まなのでは、まなのでは、まなのでは、まないのでは、まな
大正 3 (1914)	6 国語調査委員会編『周代古音及韻徴』刊行。 9 日本式ローマ字の実行団体として,「東京ローマ字会」(日本ローマ字会の前身)結成。(14日) 10 田丸卓郎著『ローマ字国字論』(日本式ローマ字専用論の立場からの主張)刊行。 12 国語調査委員会編『平家物語の語法』刊行。	10 帝国教育会内に国語調 査部設置。(13日) 12 教育調査会の特別委員 会が国語国字国文改善の 研究調査機関設置を政府 に建議することを決定。

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
大正 4 (1915)	1 国語調査委員会編『疑問仮名遣・後編・ 実例の部』刊行。	10 教育調査会,国語国字 国文を平易簡明にするた めの研究調査機関の設置 を文部大臣に建議。
大正 5 (1916)	6 文部省分課規程中改正。「国語調査ニ関スル事項」は、文部省普通学務局第三課(国語調査室)の所管となる。普通教育における国語調査事務を開始、漢字の整理統一に着手。(15日) 6 文部省、国語に関する調査を行うため嘱託を発令。 12 国語調査委員会編『口語法』刊行。	4 国語国字問題を広く論 議するため,雑誌『国語 教育』創刊。
大正 6 (1917)	4 国語調査委員会編『口語法 別記』刊行。 10 普通学務局、『英国に於ける語法上の術 語制定運動』刊行。(18日)	9 陸軍陸地測量部,地図 のローマ字書きに日本式 ローマ字採用。
大正 7 (1918)	7 普通学務局,『外来語問題に関する独逸 に於ける国語運動』刊行。(3日)	4 小学校で第3期国定国 語教科書『尋常小学国語 読本』(ハナハト読本) 使用開始。
大正 8 (1919)	7 普通学務局,『アクセントとは何か』『国 定小学読本巻の1・2のアクセント』『外 国に於ける国字問題』を刊行。 12 普通学務局,『漢字整理案』刊行。(25 日)	4 文部省内の公用文を口 語体に改める旨の次官通 牒。 7 文部省,初めて口語体 (デアル体)の訓令を官 報に掲載。(29日)
大正 9 (1920)	1 普通学務局,『口語文用例集』第1輯刊 行。 4 文部省,図書局設置。国語調査室が図書 局第一課に移された。(27日) 4 山下芳太郎著『国字改良論』刊行。左横 書き,片仮名専用論の立場からの主張。 11 山下芳太郎,左横書き片仮名専用論の実 行団体として「仮名文字協会」(カナモジ カイの前身)結成。(1日)	4 教科書調査会設置。教 科用図書調査委員会廃 止。(27日) 11 大審院,ローマ字投票 有効の判決。(11日)
大正10 (1921)	1 日本式ローマ字の実行団体として「日本ローマ字会」結成。 3 東京・大阪の14大新聞社代表が,漢字制限について全国の新聞社に協議を呼び掛けた。(21日) 5 文部省編『口語文用例集』刊行。 6 臨時国語調査会官制公布。国語調査委員会官制廃止。(24日)	4 「度量衡法」改正。メートル法が基本となる。 (12日)

九二九

	国語施策関係	学校教育,公用文,各省庁
	III NO 714 PA PI	の対応等
大正10 (1921)	6 臨時国語調査会会長・森林太郎,委員上 田万年以下34名を任命。(25日) 7 臨時国語調査会第1回総会開催。(7日)	
大正11 (1922)	7 臨時国語調査会会長・森林太郎死去。 (9日) 8 臨時国語調査会会長に上田万年を任命。 (27日)	7 海軍水路部,海図の ローマ字書きに日本式 ローマ字を採用。(8日) 12 文部省に航空用語調査 委員会設置。
大正12 (1923)	5 臨時国語調査会,「常用漢字表」(1962字)発表。(9日) 5 臨時国語調査会,常用漢字選定経過及び「略字表」を発表。(12日) 7 新聞・雑誌・印刷関係者,常用漢字表の実行を目的に「漢字整理期成会」結成。(7日) 8 有力新聞社,9月1日から常用漢字表を適用することを共同宣言。(6日) 9 関東大震災。国語調査室焼失。(1日) 9 関東大震災により,新聞社における常用漢字表の適用延期。(1日)	1 商工省に用語委員会 (工業品規格統一調査会 特別委員会)設置。
大正13 (1924)	4 「仮名文字協会」が「カナモジカイ」と 改称。(1日) 12 文部省,図書局第一課を編修課と改め た。(22日) 12 臨時国語調査会,「仮名遣改定案」発 表。国語仮名遣改定案・字音仮名遣改定 案,いずれも表音式。(24日)	4 内務省、衆議院議員選挙にローマ字投票の有効を告示。(25日) 4 全国教育者大会、小学校の課程にローマ字を入れることを文部大臣に建議。(30日)
大正14 (1925)	1 臨時国語調査会『国語字音仮名遣改定 案』刊行。 6 有力7新聞社,「新常用漢字表」(常用漢 字表に179字を加え31字を削る)発表。(1 日)	3 東京放送局 (JOAK), ラジオの仮 放送開始。(22日) 12 行政調査会, 法令形式 の平明化を内容とする改 善案を決定。(24日)
大正15 (1926)	5 臨時国語調査会,「仮名遣改定案補則」及び「当字ノ廃棄ト外国語ノ写シ方」を発表。(12日) 7 臨時国語調査会,「字体整理案」及び「漢語整理案「ソノー」」を発表。(7日)「漢語整理案」は,昭和3年まで15回にわたって発表。	6 法令を分かりやすくす るため、「法令形式ノ改 善ニ関スル件」が内閣訓 令号外で公布。(1日) 11 「カナモジカイ」、表 音式左横書き片仮名の採 用を要望し、「鉄道駅名 標ニツイテノ請願」を鉄 道大臣に提出。(20日)

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
大正15 (1926)		12 「ローマ字ひろめ会」 が鉄道の駅名のローマ字 つづり方について,鉄道 大臣に建白書(ヘボン式 を改めないように要望) 提出。(5日) 12 日本式ローマ字論の有 志が鉄道の駅名のローマ 字つづり方について,鉄 道大臣に建議書(日本式 に改めるように要望)提 出。(18日)
昭和 2 (1927)		2 ヘボン式ローマ字論の 有志が鉄道の駅名のローマ字つり方について、 鉄道大臣に建議書(ヘボン式を改めないように要望)提出。(24日) 2 ヘボンコーマ級力理大臣 会設置の必要を総議。(24日) 3 「ローマ字ヲ小学校教 科目中ニ加が衆衆議院の委員会通審議院の委員会通審議院の委員と強通審議のの登時でののである。 は、24日) 3 「ローマ字ヲ小学校教 科目中ニ鬼」が衆衆議院の委員会通審議院の委員会通審議院の委員会通審議院の委員を会議である。(24日) 4 鉄道書き仮り田とを命令。(4日) 5 鉄道書きの中止を命令。(4日) 7 鉄道省、鉄道の大援用 を決道と、(4日) 7 鉄道省、鉄道の大援用 では、鉄道とのの大援用 を決定。(2日)
昭和 3 (1928)		6 海軍省,日本式ローマ 字を採用。(7日)
昭和 4 (1929)	4 内閣印刷局編『本邦常用漢字の研究』 (内閣印刷局報告第1号)刊行。内閣印刷 局が貴衆両院本会議の速記録に使用された 漢字について調査したもの。同種の調査	9 陸軍省,日本式ローマ 字を採用。(4日) 11 大審院,地名を仮名書 きにした公文書有効の判

九三二

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和 4 (1929)	は,その後2回行われて刊行。 7 「カナモジカイ」が,仮名遣い改定について文部大臣に建議。	決。(18日) 12 総理大臣,「資源ニ関スル用語統一」を資源審議会に諮問。(2日) 12 日本ローマ字会,「駅名ノローマ字綴リ方ニ関スル建議」(駅名のローマ字を日本式に改めるように要望)を鉄道大臣に提出。(3日)
昭和 5 (1930)	1 国語政策の実行団体として「国語協会」 設立。(15日) 11 臨時ローマ字調査会官制公布。(25日) 11 臨時ローマ字調査会会長に文部大臣・田 中隆三,委員に内閣書記官長・鈴木富士彌 以下34名を任命。(26日)	
昭和 6 (1931)	6 臨時国語調査会、「常用漢字表(修正)」 (1,856字)及び「仮名遣改定案(修正)」 (ジヂズヅの区別を部分的に採用)を発表。(3日) 6 保科孝一、国語国字問題について天皇に 御進講。(18日) 9 満州事変起こる。(18日) これによって、中国の地名・人名を含む報道が増加し、漢字制限の実行が不可能になった。	1 「資源ニ関スル標準用 語ノ使用普及ニ関スル 件」が内閣訓令号外で発 表。「資源ニ関スル標準 用語中薬品ニ関スルモ ノ」内閣告示。(31日) 12 鉄道省,「鉄道用語調 査会報告案」発表。(10 日)
昭和 7 (1932)	6 臨時国語調査会、『仮名遺改定論議要略・第一集』刊行。 8 平岡伴一編『国字国語問題文献目録』刊行。 9 仮名遺改定反対のために「国語愛護同盟」設立。(6日)	7 内閣より燃料・油脂・ 塗装及び顔料標準用語告示。(1日) 8 資源局,『化学標準用語』刊行。 10 商工省産業合理局の生産管理委員会,「書類の書き方」(発音式仮名遣, 片仮名左横書き等の提案)発表。
昭和 8 (1933)		4 小学校で第4期国定教 科書『小学国語読本』(さ くら読本)使用開始。
昭和 9 (1934)	3 臨時国語調査会,国号呼称統一案(「ニッポン」に統一)発表。(19日) 12 文部大臣の諮問機関として国語審議会官制公布。国語審議会会長・南弘,副会長・	1 日本放送協会に放送用 語並発音改善調査委員会 (用語調査委員会)設 置。

1.
兀
_
=
_
_

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和 9 (1934)	穂積重遠,委員・森山鋭一以下35名を任 命。臨時国語調査会官制廃止。(21日)	1 「カナモジカイ」,入 学試験に漢字の書き取り を廃止するように文部大 臣に建議。(18日) 2 「カナモジカイ」が民 衆に示す文字文章を易し くするように警視総監に 建議。 3 日本放送協会の用語調 査会が、「日本」の読み 方について、国号としし は「ニッポン」を第二とす し「ニホン」を第二とす ることを暫定的に決定。 (12日)
昭和10 (1935)	3 文部大臣, 国語の統制・漢字の調査・仮名遣いの改定・文体の改善の4項目について国語審議会に諮問。(25日) 6 『本邦常用漢字の研究』(内閣印刷局研究報告第2号)刊行。 8 「斯文会」, 常用漢字案(3,586字)発表。	1 内閣から,「機械標準 用語」告示。(6日) 1 貯金局が口座氏名の仮 名書きを認めた。(18日) 3 日本放送協会の用語調 査委員会が放送用語の調 査に関する一般方針を発 表し,これに関する小冊 子の刊行を開始した。 6 貯金局が小為替受取人 氏名の仮名書きを認める こととした。(28日)
昭和11 (1936)	3 「臨時ローマ字調査会議事録(止)」刊行。 (31日) 6 臨時ローマ字調査会,「ローマ字級方表」(ヘボン式よりも日本式に近いもの)を議決し,文部大臣に答申。(26日) 6 臨時ローマ字調査会廃止。(30日) 7 「ローマ字ひろめ会」が,臨時ローマ字調査会の答申に反対を宣言。(14日) 8 「日本ローマ字会」が,臨時ローマ字調査会の答申に賛成を宣言。(23日) 10 東京再英語教育会が,臨時ローマ字調査会の答申に反対の決議。(18日) 11 「カナモジカイ」が漢字節減を目指して漢字五百字制限案を発表し,同会の機関紙に使用。	1 「金属類,鉱物類及び 土石類の標準用語」が内 閣から告示された。(9 日) 3 南洋庁,日本式ローマ 字を採用。(3日) 5 全国小学校教員会総会 が仮名遣い改定につい て,文部大臣に建議し た。(7日) 5 文部大臣の漢字廃止論 をめぐって,貴衆両院で 問題化した。
昭和12 (1937)	3 田中館愛橘等提出の「ローマ字ヲ国字ト スル請願」,衆議院から政府に回付。(12	9 国際文化振興会, 日本 語海外普及に関する協議

九
=
兀

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和12 (1937)	日) 3 臨時ローマ字調査会議事録(下刊行。(31日) 5 「カナモジカイ」が仮名遣いの改定について、文部大臣に建議。(24日) 9 「国語ノローマ字級方ニ関スル件」内閣訓令3号で公布。(21日) 11 「ローマ字ひろめ会」が訓令式ローマ字に反対し、総理大臣に改定を進言。(15日)	会開催。(21日) 11 朝鮮総督府鉄道局,駅 名標に訓令式ローマ字採 用。(2日) 12 教育審議会官制発布。 教育刷新に,国語の整理 統一,外国語教授法改正 等を基礎条件と認定。 (10日) 12 陸軍省,用語統一に関 する訓令公布。
昭和13(1938)	2 「日本ローマ字会」、ローマ字のつづり 方を訓令式に統一。 2 岡崎常太郎編『漢字制限の基本的研究』 (カナモジカイ五百字制限案の調査報告)刊行。 7 国語審議会、「漢字字体整理案」を議決 し、文部大臣に答申。(14日) 12 国語審議会、「仮名遣改定論議要略第2 集」発表。	1 文常() 旅房 のローママ で で で で で で で で で で で で で で で で で で

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和13(1938)		10 教育審議会が内閣総理 大臣あてに国語に関する 建議を提出することを議 決した。(8日) 11 文部省図書局長,英語 科の教授に訓令式ローマ 字を用いるように関係方 面に通達。(15日) 12 山本有三のふりがな廃 止論に関し80余名から成 る『ふりがな廃止論とそ の批判』刊行。
昭和14 (1939)	2 国語審議会,「仮名遺改訂に関する諸案集成」発表。 3 国語審議会,仮名遣いの改訂について審議を始めることを議決し,文部大臣に答申。(14日) 6 文部省,国語対策協議会を開催。(20~22日) 12 文部省図書局,「国語対策協議会議事録」発行。(1日) 12 海外の日本語教育に備えるため,文部省に日本語教科用図書調査会設置。(11日)	2 「電気関係標準用語」 内閣告示。(22日) 2 文部省が中等学校教授 要目の一部を改正,漢文 に時文を加えることを訓 令。
昭和15(1940)	7 国語審議会官制改正。(19日) 11 文部省に国語調査官設置。(14日) 11 文部省図書局に国語課設置。国語の調査,海外における日本語教育,国語審議会の3項を所管。(28日) 12 海外の日本語教育に備えるため,日本文化協会に日本語教育振興会設置。	2 陸軍、「兵器名称及ビ 用語ノ簡易化ニ関スル通 牒」公布。(兵器名称用 制限漢字1級959字,2級 276字の計1,235字)(29 日) 3 「日本ローマ字会」の 請願「国民学校ニ国子学の で採択された。 (8日) 5 陸軍省「兵器界 (其ノー)」発表。 6 文部大臣官の座談会開 催。 9 可法次官、証人の宣誓 は一方の通達。(3日) 9 日本放送協会、二五 ス用語調査委員会設置。

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和15 (1940)		(28日) 12 国語協会,『標準名づ け読本』刊行。
昭和16 (1941)	1 第2回国語対策協議会(20~23日) 2 「国語国字ノ整理統一二関スル件」(国語問題を国策として取り上げて文部省で一元的に扱う) 閣議申合せ事項決定。(25日) 4 「文部省二於ケル国語調査ノ経過」を編集,発表。 5 国語審議会官制改正。新たに幹事長を置き,国語審議会幹事・保科孝一を任命。(2日) 6 内閣印刷局,『本邦常用漢字の研究』発行。 11 大西雅雄編『日本基本漢字』(3,000字を選定)刊行。	2 陸軍と国語課とが、同国本方針」について座談会に関係。 3 企画院より「資源に別のでのでは、 1 を 1 を 2 を 2 を 3 を 4 を 5 を 5 を 5 を 5 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6 を 6
昭和17 (1942)	3 国語審議会、「標準漢字表」の中間報告を行った。(3日) 3 文部省、内閣各省庁の代表者を招いて国語の横書きに関する打合会を開催。多くは左横書きに賛成。(13日) 4 文部省国語課、外国地名・人名の呼称並びに表記に関する協議会設置。 4 文部省、英語科教科書のローマ字のつづり方を訓令式に統一。 6 国語審議会、「標準漢字表」を議決し、文部大臣に答申。(常用1,134字、準常用1,320字、特別74字、計2,528字)(17日) 7 文部大臣、「国語ノ横書ニ関スル件」を国語審議会に諮問。(6日)	3 国語協会、「文書を書くときの心得三か条」発表。(口語体で書く、分かりやすい言葉を用いる、易しい文字を用いる)。 10 国語の伝統を守るために「日本国語会」結成。(7日)

	国 語 施 策 関 係	学校教育,公用文,各省庁 の対応等
昭和17 (1942)	7 国語審議会が表音式仮名遣いとしての「新字音仮名遣表」を議決し、文部大臣に答申。(17日) 7 国語審議会が「国語ノ横書ニ関スル件」(左横書きとする)を議決し、文部大臣に答申。(17日) これについて反対の世論が起こったため、閣議決定は見合わされた。 12 文部省、「標準漢字表」を修正し(3種の別を廃して計2,669字とする)、発表。また、「標準漢字表ニ関スル件」が閣議申し合わせ事項決定。(4日)	
昭和18 (1943)	11 行政機構整備実施のため官制改正。文部 省図書局廃止。「国語ノ調査ニ関スル事 項」は教学局の所管となる。(1日)	2 『毎日新聞』が左横書 きの広告掲載を拒否。各 紙もこれに同調。
昭和19 (1944)	3 文部省国語課が現代語の標準的発音の学習に使用するために「発音符号」(片仮名による簡略発音符号)を制定し,発表。 9 外国地名人名協議会,「外国地名人名整理案」「同表記法案」を議決し,答申。	
昭和20 (1945)	7 分課規程改正。国語課廃止。国語の調査 に関することは教学局教学課の所管となる。(11日) 10 文部省に教科書局設置。国語の調査に関 する事項は教科書局第二編修課の所管となる。(13日) 11 文部大臣,標準漢字表の再検討について 国語審議会に諮問。国語審議会では,標準 漢字表中の常用漢字1,134字を基礎に必要 な加除を行うため,標準漢字表再検討に関 する漢字主査委員会設置。(27日)	8 太平洋戦争終戦。(15日) 9 連合国軍最高司令部が、駅・主要道路の名称を英語で表示する際にへボン式ローマを指令。(3日) 12 山本有三が安藤正次を所長に迎え、「ミタカ国語研究所」を設立。(1日) 12 「国語協会」「カナモジカイ」「日本ロー決案を協議し、連合国軍最高司令部へ提出。